

資格認定基準

この基準は、定款第4条第1項に規定する「幼児体育指導者資格認定試験」における合格基準を定めたものである。

1 幼児体育指導者資格

幼児体育指導者資格は次のとおりとする。

- (1) 検定員
- (2) 準検定員
- (3) プロフェッサー A
- (4) プロフェッサー B
- (5) 1 級
- (6) 2 級
- (7) 3 級
- (8) 4 級
- (9) 5 級

2 受験資格

- (1) 検定員；準検定員資格を有するもの
- (2) 準検定員；プロフェッサーAを有する者
- (3) プロフェッサー A；プロフェッサーBを有する者
- (4) プロフェッサー B；1級取得後3年以上の実務経験とサポートスタッフ経験3回以上を行った者
- (5) 1 級；2級取得し1年以上の実務経験を有する者
- (6) 2・3級；17歳以上の者
- (7) 4・5級；15歳以上の者

3 試験科目・合格基準

- (1) 検定員；学科講習を含む2級の講習の説明、展示、指導ができる。
- (2) 準検定員；2級の実技項目の説明、展示、指導ができる。
- (3) プロフェッサー
 - A 試験1；2級の実技講習全項目の展示（模範演技）ができる。
合格基準；実技展示の巧拙、指導の適否により合否を判定する。
 - B 試験；2級の実技講習の試験項目の展示（模範演技）ができる。
合格基準；実技展示の巧拙、指導の適否により合否を判定する。
- (4) 1 級

試験科目；実技

- ①リズム体操；やさい体操

*旧カリキュラム（以下）でも可

野菜レンジャー、鳴子の体操Ⅱの逆動作（受講者に対面して行う。）

その他、やさい体操に見合うもの

- ②マット運動；前転、後転、前転・後転補助及びマット運動模擬指導
*但し、後転は、簡易型も可
- ③跳び箱；開脚とび、横補助、後ろ補助、*斜め前補助
- ④ゲーム遊びの模擬指導；ルールの説明、演技実施の流れを適切に行う。

合格基準

- ①リズム体操；手本としてふさわしい動作ができる。洗練化されている。
- ②マット運動；2級の技術が洗練化されている。2級の技術を活用し指導することができる。
- ③跳び箱；2級の技術が洗練化されている。
- ④ゲーム遊びの模擬指導；ルールの説明ができる。演技実施の流れを適切に行う方法を身につけている。
- ⑤終了レポートの内容が適切であり、学科と実技の関連性、具現化がされている。
- ⑥2級者に対し指導の意図や学科で習熟した内容をどのように活かしたかを明確に伝えることができる。

(5) 2 級

試験科目；実技

- ①リズム運動；やさしい体操
*もしくはそれに見合った課題曲
- ②マット運動；前転、後転、前転・後転補助
*後転は、簡易型でも可

- ③縄跳び；前跳び、2拍子跳び、縄結び補助
- ④跳び箱；開脚とび、横補助、後ろ補助

合格基準（①から④が100%到達している）

- ①リズム体操；被受講者に手本としてふさわしい動作ができる。
旧カリキュラムのみ得点制*合格点70点
- ②マット運動；前転・*後転動作が手本として適切か。前転・後転補助動作を正しくできる。
- ③縄跳び；前跳び10回、2拍子跳び10回、縄結び補助ができる。
もしくは、その指導能力に達している。
- ④跳び箱；正しい動作で開脚とびの手本、横補助、後ろ補助ができる。

試験科目；学 科

講習科目である発育発達、幼児体育論の中から出題、合格点80点
*手書きのノートとテキストは持込可とする。

(6) 3 級

試験科目；実技（2級受験者と同じ）

試験科目；実技

①リズム運動；やさしい体操

*もしくはそれに見合った課題曲

②マット運動；前転、後転、前転・後転補助

*後転は、簡易型でも可

③縄跳び；前跳び、2拍子跳び、縄結び補助

④跳び箱；開脚とび、横補助、後ろ補助

合格基準（①から④が100%到達していない）

①リズム体操；被受講者に手本としてふさわしい動作ができる。

旧カリキュラムのみ得点制*合格点70点

②マット運動；前転・*後転動作が手本として適切か。前転・後転補助動作を正しくできる。

③縄跳び；前跳び10回、2拍子跳び10回、縄結び補助ができる。

もしくは、その指導能力に達している。

④跳び箱；正しい動作で開脚とびの手本、横補助、後ろ補助ができる。

試験科目；学 科

講習科目である発育発達、幼児体育論の中から出題、合格点80点

*手書きのノートとテキストは持込可とする。

備考；原則2級資格を目指し行うが、全種目の内その基準に達していない、もしくは不足がある場合3級になる。

(7) 4 級

試験科目；学 科

講習科目である発育発達、幼児体育論の中から出題、合格点85点

(8) 5 級

試験科目；学 科

講習科目である発育発達、幼児体育論の中から出題、合格点60～84点

(変更点・注意点) 上記では*に記載されるもの

平成28年度より変更なし

難易度や合格基準が低廉にならない限り他の種目の代替は認める。当協会の推奨科目（平成28年度参照）以外を行う場合は予め申し出の上、資格審議委員会に通す必要がある。

(備考)

・理論を学科で統一

・技能の3観点の説明、展示、指導は受験生には分かりづらいので、展示の部分は模擬演技とする。

・2、3級受験者（初めて受験する者）に対し、展示＝模擬演技は分かりづらいので手本としている。

（実技試験に関して）1・2・3級

合格基準 ; 追試験・補習について

原則、1回目に合格に達していなかった項目について、1人1人に追試を行い上記の基準に達している、もしくは、その素地や能力があると判断された場合は各級の合格としている。

また、受験者には合格基準を受験時に公示・明示し（幼児体育指導者検定2・3級公式テキストに記載されている）これを基に受講・受験をする。

その他 ; 資格の剥奪について

合格後、不正が発覚した場合は資格審議会を通し事後不合格とする場合がある。不正の度合いにより幼児体育指導者として著しく悖る場合、指導者以前のものがあった場合もしくは発覚した場合、（法律・受験生や検定員への妨害行為やふさわしくない行為等）は、資格・級を剥奪する場合がある。

（4・5級で指導者として必要な心構え、知識を学習し3級以上の級を受験していると思われ、それを基に級を付与しているため4・5級の欠落した虚偽の受験と同等とみなされるため）

以 上

平成25年12月制定

平成27年 4月改定

平成28年 4月改定

平成29年 4月改定